

定期試験に関する注意

定期試験受験に際して、不正行為は厳に慎むこと。

持ち込みの可否、及び持ち込み許可物については事前に十分確認すること。

また、六法等の持ち込みを許可された場合でも、書き込みのあるものの持ち込みは不正行為となるので、この点には特に注意すること。

なお、不正行為を犯した者に対しては、原則として、退学処分を学生懲戒委員会に求める。

法 学 部